

令和7年度湖魚食材消費応援事業委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度湖魚食材消費応援事業委託の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度湖魚食材消費応援事業

(2) 業務の内容

令和7年度湖魚食材消費応援事業委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約の期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日まで

(4) 予定価格

8,300,000円（消費税および地方消費税（10%）を含む。）

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」 中分類「イベント」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システム または 滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL：077-528-4314）

4 説明会の日時、場所等

開催しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類（以下、企画提案書等という）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル企画提案申込書 1部

別添（様式1）により提出すること。

(2) 業務全体の企画提案書

ア 企画提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。

イ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて10頁以内とする（表紙は除く）。

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

(ア) 企画内容の骨子

(イ) 具体的な内容（以下の内容を盛り込むこと）

a 仕様書の2(1)の取組内容（方法、時期、回数、想定する事業者等）

b 仕様書の2(2)の取組内容（方法、時期、回数、想定する事業者、提供食数等）

c その他業務全体を通して工夫する点

(ウ) 事業実施スケジュール

(エ) 業務執行体制

(オ) 類似事業の取組実績（有る場合のみ記載）

(3) 概算見積書（様式不問）

概算価格には、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

なお、事業費と管理運営費は分けて記載すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本1部、副本6部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

なお、副本6部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

(5) その他（該当する場合）

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、それを証明するものの写し

イ 高年齢者就業確保措置を講じている場合は、労使協定の締結または労働基準監督署の届出をしている就業規則の該当箇所の写し

- ウ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書(様式任意)
- オ しが障害者施設応援企業の認定を受けている場合または障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定証の写し
- カ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定証の写し
- キ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は、同認証証・登録証の写し
- a 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - b 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - c 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 7 年（2025 年）5 月 30 日（金曜日）12 時まで受け付ける。

(2) 質問方法

別添(様式 2)の「質問票」により FAX または電子メールのみで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

質問票の提出のあった者へ電子メールまたは FAX で回答するとともに、令和 7 年(2025 年) 6 月 2 日（月曜日）を目途に滋賀県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/>) に掲載する。

7 企画提案書等の提出期限

令和 7 年（2025 年）6 月 6 日（金曜日）17 時までに下記の 11 に示す問い合わせ先まで持参または郵送すること。

(1) 持参の場合

土・日曜日を除く、9時から17時まで（12時から13時を除く）とする。

(2) 郵送の場合

簡易書留郵便等（差出、受領の記録が残る取り扱い）によることとし、令和7年（2025年）6月6日（金曜日）（17時必着）までとする。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査会において、当課が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を1者選定する。

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格および5に掲げる提出書類全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

イ プレゼンテーション審査会

(ア) 設置、日時および場所（予定）について

設 置：当課および関係課他の審査委員4名をもって設置する。

日 時：令和7年（2025年）6月12日（木曜日）

場所等：滋賀県庁会議室

参加候補者には、別途、時間と会議室等を連絡する。

(イ) 審査基準

各審査委員は、下表の審査内容の各項目①～⑥について、「5・3・1」の3段階の絶対評価で点数をつける（5：特に優れている、3：優れている、1：優れていない）。なお、項目③は評価点を6倍、項目①②④は4倍、項目⑥は基準に従い配点する。項目⑦～⑬については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき1点を各審査委員の合計点数に加点する。

審査委員の採点（項目①～⑥）および項目⑦～⑬の加点分を集計し、総合点が最も高かったものを契約予定者として選定する。ただし、審査委員の平均採点が50点未満の場合は、契約予定者とししない。

項目	審査の視点	配点
企画 内容	① 湖魚食材サンプルを提供し、湖魚メニューの試作・開発を促進する内容になっているか。(仕様書2の(1)に係る加点)	20
	② 団体が実施する、湖魚メニューフェア等の開催を促進する内容になっているか。(仕様書2の(2)に係る加点)	20
	③ フェア等開催期間中、食堂利用者に湖魚食材の魅力情報が伝わるよう工夫がなされているか。(仕様書2の(2)に係る加点)	30
	④ 概ねのべ10団体がフェア等を実施できるよう、計画的に取り組める内容となっているか。(仕様書2の(2)に係る加点)	20
実現 可能性	⑤ 類似事業の取組実績があるか(実績が無い場合は、配点は0点とする)。	10
価格 妥当性	⑥ 経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか ・ 予定価格の80%未満 … 15点 ・ 予定価格の80%以上85%未満 … 12点 ・ 予定価格の85%以上90%未満 … 9点 ・ 予定価格の90%以上95%未満 … 6点 ・ 予定価格の95%以上 … 1点	15
	⑦ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか	1
	⑧ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑨ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか	1
	⑩ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している ・ しが障害者施設応援企業の認定を受けている ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	1
	⑪ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑫ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ・ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ・ 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場	1

合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
⑬ 県内に本店を有する事業者であるか	1
合計	122

(2) 審査結果の通知

書類審査およびプレゼンテーション審査会での審査結果は、審査会の日から起算して 7 日以内（土日を除く執務日）に企画提案書の提出のあった事業者全員に文書で通知する。

(3) 契約の締結

契約予定者は、企画提案書等の内容をもとに、滋賀県と業務内容について詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費等について審査会で提案された条件を付したり、変更する場合があるので十分に留意されたい。

なお、協議が整わない場合は、審査会で次点として選定された者と同様の手続きを行う場合がある。

(4) その他

契約予定者に選定されなかった提案書は、通知を受けた日から起算して 5 日以内（土日を除く執務日）に書面（任意の様式）により、「11 提出先および問合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して 5 日以内（土日を除く執務日）に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

9 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者負担とする。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 委託料の支払は、原則精算払いとするが、受託者の請求により特に必要と認められる場合は、概算払をすることができる。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (8) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (10) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

11 提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部水産課水産振興係 担当：草野、中嶋

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL:077-528-3873 FAX:077-528-4885 E-mail:gf00002@pref.shiga.lg.jp